

陳述書

控訴人 中島貴子

本年 10 月 1 日に新潟地方裁判所高田支部で言渡されました、遺伝子組換え（以下 GM）イネ野外実験の差止裁判の判決文を読んだ感想を以下に述べます。

1、一審判決への失望

私は原告のひとりとして、本件一審判決にひそかな期待を寄せておりました。本件一審判決は、もんじゅ原子炉の設置許可を予防原則（precautionary principle）の見地から無効と判じた名古屋高裁金沢支部判決（2003 年 1 月 27 日）に続く画期的判決になるかもしれないという期待です。裁判所が GM 技術の未熟さと GM 作物に内包されるリスクの重大さ（晩発性と回復不能性）を予防原則の見地から見極め、GM イネ野外実験の差止めを判じてほしいと願っていたわけです。

その期待はみごとに打ち砕かれてしまいました。しかし、一審の判決文を読むと、そんな期待を抱いたことは的外れだったようにさえ思えます。なぜならば、一審の判決文には、GM 作物一般の潜在的リスクに対する危機感はもとより、本件 GM イネの耐性菌問題に対する危機感、危惧感というものが全くないからです。危機感や危惧感のないところに予防原則が適応されるはずもありません。

2、一審判決に予防原則を期待した理由

科学技術の社会史を扱う研究者の端くれとして、私は、予防原則とは、科学技術の発展による公害経験など様々な負の経験から必然的に生まれた人間の知恵であり、時代の要請に適うものと考えております。また、科学技術の社会史という壮大な風景を、戦後日本の食と農というアングルで眺めますならば、本件 GM イネ裁判は、ひときわ目を引くランドマークに思われます。提訴の背景には、戦後日本の消費者運動の歴史と行政におけるリスク評価体制の問題点が凝縮しているからです（中島 2008）。ですから、提訴自体に歴史的重みのある本件こそ、予防原則の適応という歴史的判決が相応しいとの素朴な想いがありました。しかし、それだけではありません。

本件の主要争点のひとつはディフェンシンの耐性菌問題でした。とはいって、耐性菌問題を本件 GM イネのリスク評価の重要争点として取り上げたのは、ほかならぬ本裁判が最初でした。この問題は、訴訟に先立つ行政の安全審査では見落とされていたからです。公的なリスク評価のプロセスに見落としがあったという事実を知ったとき、私は、欧州環境庁（EEA: European Environmental Agency）の報告書『早期警戒からの遅まきの教訓：予防原則 1896–2000』の指摘を思い出しました。

2001 年に公表された上記報告書は、アスベスト、PCB、フロンガス、狂牛病な

ど欧米で良く知られた 14 事例について、予防原則の適応が後手に回った理由を検証したものです。それによると、のちに大問題となった 14 事例の多くは、初期のリスク評価の中身 (=ある悪影響を予測した上で、その発生確率を見積もること) が不適切であったことよりも、当該リスクが当初は無視されていたこと、すなわち、リスク評価の対象からそもそも外れていたことが、被害を大きくした最大の要因であったと指摘しています。そして現代人はソクラテスの「無知の知」を忘れてしまったと批判しているのです (EEA 2001,p.4)。

この指摘を踏まえるならば、仮にも本件 GM イネが、我々原告が危惧する通り、あるいはそれ以上に、将来、大きな問題となった場合、一審判決ほど悔やまれる判決はないでしょう。本件 GM イネのリスク評価に関し、行政は見過ごしてしまったけれども、実は非常に重要なテーマとして耐性菌問題があることを、一審の段階で我々はすでに知っていたのですから。このことが、一審判決に予防原則の適応を期待した最大の理由です。

3、欧州における GM 作物栽培と予防原則

ところで、世界に目を転じれば、予防原則は思想や理念の段階を終え、政策決定や司法判断の原則として機能しつつあります。たとえば、1990 年代初頭、欧州の中でも GM 作物の商業化に積極的な国として知られたフランスでは、農業省が省令で GM トウモロコシの栽培を認めていました。これに対し、農民連盟、グリーンピースなど幾つかの NGO がこの省令の無効を求める裁判を起こしたところ、行政最高裁判所 (国務院) は、提訴から 7 ヶ月後の 1998 年 9 月、予防原則に基づき、GM トウモロコシの裁判を認可した省令を差し止める判決を下したと聞きます (早川 2009、137 頁)。

その後、欧州では GM 作物の商業栽培をめぐって様々な動きがありますが、最大の特徴は、商業栽培が EU レベルで許可された後でも、予防原則の見地からそれを再検討する柔軟さと慎重さが、市民レベルはもちろんのこと、各 government レベルや産業界にもみられる点だと指摘されています (平川 2003、105 頁)。欧州委員会 (EC : European Commission) が 2000 年 2 月に発表した予防原則の統一的適応基準に関する通達は、こうした動きに呼応したものなのです (平川 2003、107 頁)。

もっとも、欧州における GM 作物の栽培規制は試行錯誤の渦中 있습니다。フランスではここ 10 年あまり、反 GM 運動家が GM 作物を引き抜いたり、GM 作物の種子倉庫に非 GM 種子を混入させるなどの違法行為が頻発しています。しかし、大半の市民は彼らの行動に賛同、もしくは好意的な見方をしていると聞きます。2005 年 12 月、オレルアン軽罪裁判所は 49 人の不法刈り取り活動家に対して、彼らの行動は「緊急避難」であり処罰にはあたらないとの判決を下し、2006 年 11 月には、ヴェルサイユの軽罪裁判所も不法刈り取り行動に及んだ 9 人の農民連盟会員に対し、無罪を言い渡しました (早川 2009、147 頁)。これらはいずれも従来の法理論からは導くことができない、予防原則の精神の援用によって初めて導くことが

できる判決ではないかと思います。

4、二審への期待

GM 作物の栽培をめぐる以上のような動きの中で、日本の主食イネを扱う本件のゆくえに国際的な注目が集まらないはずはありません。

二審では、どうぞ一審の不当さを見破って下さい。世界の人々が、そして後世の人々が、「日本では、司法が行政による GM イネのリスク評価の根本的欠陥を認め、GM 汚染の拡大を最小限に防いだ」と称賛するような、画期的判決を切望しています。

参考文献

European Environment Agency (2001) *Late lessons from early warning: the precautionary principle 1896-2000*. Environmental issue report No22, EEA, Copenhagen.

中島貴子（2008）「リスク社会における不安訴訟の役割と課題－残留農薬訴訟と遺伝子組換えイネ訴訟を例に」城山英明編『科学技術のポリティクス』東京大学出版会、129－152 頁（別紙として本陳述書に添付）。

早川美也子（2009）「フランスにおける GMO 栽培規制（1996－2008 年）の政治過程－食品安全問題と環境問題のイシュー・リンクエージ」『上智法学論集』第 52 卷、第 4 号、115 - 163 頁。

平川秀幸（2003）「遺伝子組み換え作物規制における欧州の事前警戒原則の経験－不確実性をめぐる科学と政治」『環境ホルモン 文明・社会・生命』第 3 号、103 - 119 頁。

吉岡斉（2003）「原子力政策と予防原則－高速増殖炉開発政策を中心に」『環境ホルモン 文明・社会・生命』第 3 号、43 - 62 頁。

以 上

平成 21 年 12 月 22 日

中島貴子 

東京高等裁判所第 20 民事部 殿